

赤穂市介護保険の保険給付制限に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月6日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第11号

赤穂市介護保険の保険給付制限に関する要綱の一部を改正する要綱

赤穂市介護保険の保険給付制限に関する要綱（平成14年赤穂市訓令甲第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（様式第1号）」を削り、「弁明書様式（様式第2号）」を「「介護保険給付制限処分弁明書」」に改め、同条第3項中「様式第2号」を「前項の弁明書」に改め、同条第4項中「様式第3号」を「様式第1号」に改め、同条第5項中「（様式第4号）」を削る。

第4条第1項中「様式第5号」を「様式第2号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第3号」に改める。

第5条第1項中「様式第5号」を「様式第2号」に改め、同条第3項中「様式第6号」を「様式第3号」に改める。

第6条第2項中「「介護保険給付費支給決定通知書兼支払一時差止通知書」（様式第7号）」を「「介護保険給付の支払一時差止通知書」」に改める。

第7条第3項中「「介護保険給付の支払一時差止終了通知書兼支払通知書」（様式第8号）」を「「介護保険給付制限解除通知書」」に改める。

第8条第2項中「「介護保険給付に係る滞納保険料控除通知書」（様式第9号）」を「「介護保険滞納保険料控除通知書」」に、「様式第10号」を「様式第4号」に改める。

第10条第1項中「「介護保険要介護認定等申請受理通知書」（様式第11号）」を「「要介護認定等申請受理通知書」」に改め、同条第2項中「様式第12号」を「様式第5号」に改め、同条第3項中「「介護保険給付の支払一時差止予告通知書」（様式第13号）」を「「介護保険給付の支払一時差止等予告通知書」」に、「弁明書様式（様式第14号）」を「「介護保険給付制限処分弁明書」」に改め、同条第4項中「様式第14号」を「前項の弁明書」に改め、同条第5項中「様式第15号」を「様式第6号」に改め、同条第6項中「「介護保険給付の支払一時差止処分通知書」（様式第16号）」を「「介護保険給付の支払一時差止等処分通知書」」に改め、同条第7項中「「介護保険給付費支給決定通知書兼支払一時差止通知書」（様式第17号）」を「「介護保険給付の支払一時差止通知書」」に改める。

第12条第1項中「様式第18号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「様式第19号」を「様式第8号」に改め、同条第3項中「様式第20号」を「様式第9号」に改める。

第13条第1項中「様式第18号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「様式第19号」を「様式第8号」に改め、同条第4項中「様式第20号」を「様式第9号」に改める。

第14条中「様式第21号」を「様式第10号」に改める。

第15条中「(様式第22号)」を削る。

第17条第1項中「様式第23号」を「様式第11号」に改め、同条第3項中「様式第24号」を「様式第12号」に改める。

第18条中「事項」の次に「(前条の様式を除く。)」を加え、同条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(様式)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中

「(1) 公費負担医療を受給している。

予告通知書の裏面に記載されている公費負担医療の番号

(2) 災害その他の特別の事情がある。

予告通知書の裏面に記載されている特別事情の番号 (具体的な状況は次に記載のとおり)

(3) 滞納保険料を納付している。(具体的な状況は次に記載のとおり) 」

を

「(1) 公費負担医療を受給している。

(2) 災害その他の特別の事情がある。

(3) 滞納保険料を納付している。 」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第4号を削る。

様式第5号中

「(1) 公費負担医療を受給した。

償還払い化通知書の裏面に記載されている公費負担医療の番号

(2) 災害その他の特別の事情が生じた。

償還払い化通知書の裏面に記載されている特別事情の番号 (具体的な状況は2に記載)

(3) 滞納保険料を納付した。(具体的な状況は2に記載) 」

を

「(1) 公費負担医療を受給した。

(2) 災害その他の特別の事情が生じた。

(3) 滞納保険料を納付した。 」に改め、同様式を様式第2号とし、様式第6号を様式第3号とする。

様式第7号から第9号までを削り、様式第10号を様式第4号とする。

様式第11号を削り、様式第12号を様式第5号とする。

様式第13号及び第14号を削る。

様式第15号中

「(1)災害その他の特別の事情がある。

予告書の裏面に記載されている特別事情の番号 (具体的な状況は次に記載のとおり)

(2)滞納国民健康保険税を納付している。(具体的な状況は次に記載のとおり) 」
を

「(1) 災害その他の特別の事情がある。

(2) 滞納国民健康保険税を納付している。」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第16号及び第17号を削る。

様式第18号中

「(1)滞納国民健康保険税を納付した。(具体的な状況は2に記載)

(2)災害その他の特別の事情が生じた。

差止処分通知書の裏面に記載されている特別事情の番号 (具体的な状況は2に記載)

(3)赤穂市国民健康保険の被保険者でなくなった。

(4)第2号被保険者でなくなった。(第1号被保険者となった。) 」

を

「(1) 滞納国民健康保険税を納付した。

(2) 災害その他の特別の事情が生じた。

(3) 赤穂市国民健康保険の被保険者でなくなった。

(4) 第2号被保険者でなくなった。(第1号被保険者となった。)」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第19号を様式第8号とし、様式第20号を様式第9号とし、様式第21号を様式第10号とする。

様式第22号を削る。

様式第23号中

「(1)災害その他の特別の事情 ((2)(3)以外) が生じた。

償還払い化通知書の裏面に記載されている特別事情の番号 (具体的な状況は2に記載)

(2)生活保護を受給した。

(3)生活保護境界層に該当した。 」

を

- 「(1) 災害その他の特別の事情 ((2)(3)以外) が生じた。
- (2) 生活保護を受給した。
- (3) 生活保護境界層に該当した。 」に改め、同様式を様式第 1 1 号とし、
様式第 2 4 号を様式第 1 2 号とする。

付 則

- 1 この要綱は令和 8 年 3 月 9 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の赤穂市介護保険の保険給付制限に関する要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。